

(地 388)(健Ⅱ416)(税経 65)  
令和 3 年 1 1 月 2 5 日

都道府県医師会  
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会  
副会長 猪口 雄二  
常任理事 釜 菴 敏  
(公 印 省 略)

「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の  
実施について」等の一部改正並びに Q & A（第 9 版）について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力賜り、厚く御礼申  
上げます。

今般、令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の取扱い等の改正  
について、以下の通知並びに事務連絡が示されました。

- ① 令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について  
（厚生労働省事務次官通知）
- ② 「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」  
の一部改正について（厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長通知）
- ③ 令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての  
取扱いについて（厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医政局・生活衛  
生局総務課事務連絡）
- ④ 「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入  
協力医療機関について」の改正について（厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
- ⑤ 令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関する Q & A（第  
9 版）について（厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課事務連絡）

今般の主な改正点としては、下記の通りです。

- ・今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は見込み難いことから、新型コロナウイルス感  
染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について、当面の対応としては、おおむね令和 3 年  
1 2 月末までとしていたものを令和 4 年 3 月末までの対応とすること。

- ・ 今般の改正のうち新型コロナウイルス感染症対策事業（病床確保料）及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業（以下、病床確保料等）に関する改正については令和4年1月1日から適用すること。
- ・ 病床確保料等の補助対象となる新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）に病床の使用状況等の入力を確実にすること。
- ・ 病床確保料等については、コロナ患者受入れのインセンティブを高めるため、病床使用率（前3か月間）が当該都道府県の平均を30%下回る医療機関（例：平均70%の場合は49%未満）について、病床確保料の金額を3割減とすること（上記⑤のQ&A問22, 28, 29参照）。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと都道府県が判断した場合は、この規定を適用しないこと（Q&A問30参照）。
- ・ 病床確保料等については、休止病床について、即応病床1床あたり休床2床まで（ICU・HCU病床は休床4床まで）とする上限を設定すること（Q&A問31参照）。
- ・ 病床確保料等については、病床確保料を活用して、新型コロナ対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うこととし、都道府県に処遇改善内容の報告をすること（Q&A問26, 27参照）。
- ・ 病床確保料の対象となる病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受入れてはいけないものとする

等

なお上記の下線部分については、G-MISの改修により新設される「備考（入院中患者数）」項目へ入力していただくこととなりますが、具体的な記載例は「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・使用率等の「見える化」について」を併せてご参照ください。（令和3年11月22日付日医発685号（地385）（健Ⅱ411）（税経63）にてご連絡済み）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会や関係医療機関等への周知方につきよろしくお願いたします。

おって、今般の改正を踏まえた通知並びに事務連絡につきましては、下記厚生労働省WEBサイトの2021年11月24日欄に掲載されております。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00214.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html)